

受水槽給水の設備設置基準

(目的)

第1条 この基準は、給水装置の構造及び材質に関する規程（平成10年規程第8号。以下「構造材質規程」という。）第12条に規定する受水槽設備について必要事項を定め、受水槽給水による水質の汚染事故等の発生を未然に防ぎ合わせて桶川北本水道企業団給水条例（平成10年条例第4号）第43条第1項に規定する貯水槽水道設置者への「指導・助言等」に供し、安全な飲料水の供給を図ることを目的とする。

(関係法令)

第2条 建築物に設置する受水槽設備は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の5第2項及び建築物に設ける配管設備及び排水のための配管設備の構造方法（昭和50年建設省告示第1597号）第1に基づくものとする。

(用語の定義)

第3条 この基準において、用語の定義は次によるものとする。

- (1) 自家水槽 井戸のみ、又は上水道及び井戸水の混合した水を貯める水槽をいう。この場合、「貯水槽水道」とはいわない。
- (2) 受水槽 貯水槽水道の貯水槽のうち、地表等に設ける水槽をいう。
- (3) 高置水槽 ① 貯水槽水道の貯水槽のうち、屋上に設ける水槽をいう。
② 直圧・直結給水の場合、屋上に設ける水槽をいう。

(適用基準)

第4条 受水槽給水は、高置水槽を設置する建物を含めて、次に該当する場合に設置する。

- (1) 3階以上の建築物に給水する場合（ただし、構造材質規程第7条に規定する直結直圧給水及び同規程第8条に規定する直結増圧給水を施行する場合は除く。）
- (2) 配水管の圧力が、必要とする所要圧に不足するおそれがある場合
- (3) 一時に多量な水を使用する場合
- (4) 断水時においても、必要最小限の給水を確保する必要がある場合
- (5) 常時一定の水圧・水量を必要とする場合
- (6) 危険な薬品等を取扱う業務に水道水を使用する場合
- (7) その他企業長が貯水槽水道の必要があると認めた場合

(受水槽の構造基準)

第5条 受水槽の構造基準は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 受水槽は、点検、清掃及び修理が容易で、かつ、常時人の出入りしない場所に設置する。屋外に設置する場合は、フェンス等で囲み、関係者以外立ち入ることのできないようにする。
- (2) 受水槽は、床置型とし、天井、底及び周壁は外部から点検できるよう十分なスペースを確保する。
- (3) 受水槽の天井、底及び周壁は、建物の他の部分と兼用してはならない。
- (4) 建築物の最下階で床下式又は屋外にあっては地盤面下の地下式若しくは建築躯体を利用したものにあつては、汚水槽等衛生上有害なものの貯留又は処理に供する施設までの距離が5 m未満である場合には、これらの槽からの汚水等の浸入防止のために必要な措置を講ずる。
- (5) 受水槽内部は、給水管以外の管類は、貫通させてはならない。
- (6) 受水槽室が完全に排水できない構造の場合は、満水時の警報装置を設ける。
- (7) 受水槽は、鉄筋コンクリート、鋼板、強化樹脂、その他堅固で、かつ、水質に悪影響を与えない材質を用い、完全に水密性を保つ構造とする。
- (8) 地下に設置する受水槽は、建物と分離し、洪水等による水没及び浸水を防止する措置を講ずる。
- (9) 地下に設置する受水槽の給水管には、エアー抜き装置を取り付ける。
- (10) マンホールは、内径600mm以上の鍵付防水型とし、各槽ごとに設ける。又、マンホールの取付け面は、周囲の床面から100mm以上高くする。
- (11) オーバーフロー管及び通気管は、十分機能するよう口径に注意し、昆虫等が入らないような構造とする。
- (12) 受水槽への給水立ち上がり管には、バルブ等の止水栓を取付ける。
- (13) 受水槽への給水管には、吐水口空間を設ける。又、オーバーフロー管、水抜き管には、排水口空間を設ける。
- (14) 受水槽の受水口と揚水口は、対象位置に設置する。これが不可能なときは、迂回壁等を設けて滞留防止の措置を施す。
- (15) 受水槽の容量は、一日使用水量の1/2～6/10を基準とし、使用の状況により槽を2つ以上設けることが安全である。
- (16) 受水槽上部には、ボイラー、ポンプ、機械類、給油管、排水管等を直接設置しない。
- (17) 給水管、排水管、電極棒等が受水槽の上部面を貫通して配管又は設置されている場合は、その貫通部分に汚水等の侵入を防ぐための防水措置を施す。
- (18) 受水槽の周囲は、ゴミや汚物の置き場等汚染物のないよう清潔にする。

(高置水槽の構造基準)

第6条 高置水槽の構造基準は、前条の受水槽の構造基準に準じるほか次の各号の定めるところによるものとする。

- (1) 受水槽の設置と同様とし、特に屋上に設置する場合は、風圧、地震に堪えるよう設置する。
- (2) 高置水槽の容量は、一日使用水量の1/10を標準とする。

(自家水槽の構造基準)

第7条 自家水槽の構造基準は、第2条の関係法令によるものとする。ただし、上水道と井戸水を混合給水する場合は、第5条の受水槽の構造基準に準じるものとする。

(給水設備の設置基準)

第8条 給水設備の設置基準は、次によるものとする。

- (1) 給水設備は、当該設備以外の管及び設備と直接連結してはならない。
- (2) 給水管は、他の液体や物質の中を貫通させてはならない。又、その真下に配管せず、他の配管と明瞭に識別できる措置を施す。
- (3) 給水設備の構造と材質については、構造材質規程第2条に規定する「基準適合品使用義務」に基づくものとする。

(受水槽等の管理)

第9条 設置者は、受水槽の管理及び点検について、桶川北本水道企業団貯水槽水道に関する管理規程(平成15年規程第9号)に基づくものとする。

2 小規模貯水槽水道にあつては、前項のほか小規模貯水槽水道の衛生対策要綱(平成16年要綱第1号)を順守しなければならない。

附 則 (平成16年9月29日基準第1号)

1 この基準は、平成16年10月1日から施行する。

2 改正後の受水槽給水の設備設置基準は、この基準の施行の日以後に設置する貯水槽水道から適用し、施行日前に設置した貯水槽水道については、なお、従前の受水槽給水の設備設置基準による。

附 則 (平成18年7月14日基準第3号)

この基準は、公布の日から施行する。